

〈全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間〉

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、次の期間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカ―、セクハラなど女性の抱える人権問題について、電話相談を実施します。相談は、人権擁護委員および法務局職員が応じます。秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

▼期間 11月15日(日)～11月21日(土)

▼受付時間 午前8時30分～午後7時まで

※ただし、11月15日(日)・11月21日(土)は午前10時から午後5時まで

▼問 全国共通ナビダイヤル ☎0570・070・810  
福島地方法務局人権擁護課 ☎024・534・1994  
住民課 住民グループ ☎62・8126

〈多重債務者向け無料法律相談会〉

県では、関係機関と協力のもと、平成21年度「福島県多重債務者相談強化キャンペーン」の一環として、多重債務者向けの無料相談を県内で実施します。相談には、開催地市町村の担当者と弁護士また

は、司法書士が同席し相談を行います。

▼多重債務者とは：

クレジットや消費者金融(サラ金)を複数利用して、返済困難または不能に陥っている人を「多重債務者」と呼んでいます。

▼多重債務者向け無料法律相談会日程(近隣市町村での開催)

| 日 時                    | 会 場                                    | 問 合 せ 先                                |
|------------------------|--|--|
| 11月24日(火)<br>午後1時～午後4時 | 郡山市消費生活センター<br>郡山市朝日1-23-7<br>市役所分庁舎3階 | 三春町役場<br>住民課 住民グループ<br>☎0247-62-8126   |
| 11月26日(木)<br>午後1時～午後5時 | 郡山合同庁舎<br>郡山市麓山1-1-1                   | 県中地方振興局<br>県民環境部県民生活課<br>☎024-935-1295 |

※相談は、予約制で一人当たりの相談時間は30分です。相談には「相談カード」を持参する必要があります。

▼問 福島県消費生活課  
住民課 住民グループ  
☎024・521・7737  
☎62・8126

〈犯罪被害者週間〉

11月25日から12月1日までの1週間は、犯罪被害者週間です。期間中は、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉または、生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的に各種啓発事業が実施されます。

▼問 内閣府犯罪被害者等施策推進室  
☎03・5253・2111  
福島県人権男女共生課  
☎024・521・7188  
住民課 住民グループ  
☎62・8126

〈標準営業約款制度「Sマーク」を御存じですか〉

11月は、Sマーク標準営業約款の普及登録促進月間です。



標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」では、店頭「S

マーク」を掲げています。登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。

▼問 (財)福島県生活衛生営業指導センター  
☎024・525・4085  
住民課 住民グループ  
☎62・8126



〈三春もみじウォーク参加者募集〉

自然に触れ合いながら健康づくりに役立てることを目的とした「三春もみじウォーク」を開催します。

家に引きこもりがちなのこの季節、あなたも参加して、三春の晩秋をウォーキングしてみませんか。

▼日時 11月21日(土)  
※雨天決行

- ▽受付 午前8時30分
- ▽開会式 午前8時45分
- ▽スタート 午前9時
- ▼コース 約6キロコース
- ▽スタート 町役場駐車場
- ▽ゴール 歴史民俗資料館
- ▼参加費 200円(飲料水外)
- ▼参加者 50名予定
- ※定員になり次第締め切ります。
- ▼申込・問  
三春交流館 ☎62・3837  
町民体育館 ☎62・6212

★広告主募集中!★

広報みはるに広告掲載を希望する方を募集しています。掲載要件などがありますので、お問い合わせください。町HPにも詳細を掲載しています。

- ▼広告掲載料 (掲載1回につき)
- ▽1段枠 2万円 ※連続12回：20万円
- ▽2分の1段枠 1万円 ※連続12回：10万円
- ▼申込・問 総務課 企画情報グループ ☎62-8125

広告欄